

東京大学 理学部弘報

第1巻 第1号

昭和44年1月15日

内 容

発刊の辞	1
行事および予定	1
理学部教授会内各委員会の構成	1
理学部各号館運営組織	2
各教室主任名と電話番号・事務部	2
学生部移転先および臨時連絡電話番号	3
教授会メモ	3
理学部全員交渉(規約・経過報告)	3
理学系大学院研究科学生自治会の公認	6
教務連絡(大学院博士課程入試・進学手続)	7
暴力の問題についてのアピール	7
学生諸君に(理学部長より)	8
理学部弘報編集後記とお願い	9

発 刊 の 辞

物事が平常的に行なわれているときには、多くの人々は自分のまわりにしかあまり注意を払わないし、それ以外のことを知ることも知らされることもわずらわしいとさえ感ずる。しかし、昨年来のような異常な状態になると、知らないこと、知らされないことからくる不安は、次々に困難を拡大する要素となる。

この弘報は、理学部の中に風を通す一つの助けとして始めるものである。いまのところ、はなはだ無味乾燥な記事的なものにすぎないが、しかしそれでもこの仕事を引受けて下さる方々の労は小さいものではない。

理学部の皆さんの協力によって、これがやがて新しい理学部をつくる一つの力にまで育てゆくことを望みたい。

昭和 44 年 1 月 13 日

東京大学理学部長 久 保 亮 五

理学部行事および予定

- 1 月 4 日(土) 仕事始め
- 6 日(月) 臨時教授会 (1~7 時) 於化学講堂
- 7 日(火) 学生大会
- 8 日(水) 理学部全員交渉 (1~7 時) 於七徳堂
- 9 日(木) 理学部 1 号館建物被害
- 10 日(金) 七学部集会, 於秩父宮ラグビー場
- 11 日(土) 学生大会 (ストライキ解除決議さる), 院生大会
- 13 日(月) 臨時教授会 (3~6 時) 於化学講堂
- 16 日(木) 総合計画委員会開催予定
- 22 日(水) 定例教授会開催予定

理学部教授会内各委員会の構成

理学部教授会内には、学部内での諸職務を分担する各種委員会がある。また全学にわたる諸委員会に理学部を代表する委員が任命されている。昭和 44 年 1 月 1 日現在での理学部内委員会および役員は下記の通りである。

理 学 部 長 久保(物理)

理学部選出評議員

大木(化学), 久野(地質)

人事委員会 森野(化学, 委員長), 今井(物理)

河田(数学), 久野(地質), 秋田(動物)

会計委員会 木下(治, 動物, 委員長), 江上(生化)

河田(数学), 齋藤(化学), 霜田(物理)

田中(植物)

学 生 委 員 田村(数学), 野上(物理), 吉川(地理)
寺山(動物), 藤原(化学), 山田(生化)

総合計画委員会

赤松(化学, 委員長), 野田(生化)

山口(物理), 河田(数学), 小堀(地理)

秋田(動物), 古谷(植物), 小嶋(地物)

理学部紀要委員

伊藤(数学), 木下(動物), 前川(植物)

鈴木(人類), 高井(地質)

東大百年史理学部編集委員会

今井(物理, 委員長), 河田(数学)

末元(天文), 藤原(化学), 高宮(生化)

門司(植物), 木下(治, 動物), 竹内(鉱物)

吉川(地理), 高井(地質), 浅田(地物)

第 1 研究委員会 (学部通則・処分制度問題検討)

島内(化学), 野田(生化), 西川(物理)

福島(地物)

第 2 研究委員会 (学生参加問題検討)

河田(数学), 木原(物理), 木下(清, 動物)

佐々木(物理), 末元(天文), 門司(植物)

吉田(地物)

第 3 研究委員会 (部長・総長公選問題検討)

小倉(生化), 浅田(地物), 朽津(化学)

古谷(植物)

全学の委員会に理学部を代表して委員が出されているものについては

学生部移転先および 臨時連絡電話番号

(現在では多少変更になっているかも知れません)

(所属)	(電話番号)	(移転先)
学生部長	812-3229	
学生課長	5520	
(学生課)		
補導掛	5520	運動会集会室
教養掛	6582	
外国人学生掛	7170	
庶務掛	2129(掛長)	保健センター会議室
	6409(物品)	同上
	5586(人事・給与)	保健センター第2検査室
警備掛	6537	山上会議所談話室
学生相談所	2140	教育学部教育心理学研究室
学生部次長	6411}	学生ホール卓球室
厚生課長	6540}	
(厚生課)		
厚生掛	2109	学生ホール卓球室
調査掛		
寮務掛	2205	同上
奨学生掛	3424・2118	学生ホール 音楽鑑賞室

なお(学生課)保健掛, 第1体育掛, (厚生課)内職掛の場所と電話番号は従来通りです。保健センター所長室に6503が新設されました。

教授会メモ

昭和43年1月6日(月) 13:30~18:45
於化学講堂

教授会に先立ち, 理学部学生自治会執行部から新執行部(委員長: 笹尾(地物3年), 副委員長: 田島(物理3年))紹介, 現段階における学生自治会の見解表明, 資金援助のお願いが約30分にわたって行なわれた。

教授会議事

1. 一般報告

- a) 入試問題
- b) 理学部の情勢
- c) 七学部集会
- d) 改革委員会準備会
- e) 理学部弘報発行

2. 委員会報告

- a) 第1, 第2, 第3研究委員会報告
- b) 総合計画委員会報告

3. 理学部全員交渉

予備折衝結果報告

代表団名簿確認

議長・議長補佐役推薦

13議題についての教授会見解検討

(なお細かい点についての打合わせを代表団が教授会終了後協議を続けた。)

理学部では教授会の他に, 時折教室主任会議を開いて各教室に関連ある諸事項を協議している。

理学部全員交渉

昭和43年9月25日に理学部自治会と理学系大学院自治会の代表が理学部長に討論集会を持ちたいと提案したことがきっかけとなり, その後教授会, 学部自治会, 理学系大学院自治会三者の合意で「理学部全員交渉」という集会を開くことになり, 三者から選ばれた折衝委員が, 集会の規約・議題などについて折衝をくりかえした。第1回理学部全員交渉を10月28日(月)午後2~8時に理学部1号館中庭において実施することに合意したが, 同日午前中からの予備折衝が終らなかったため, 午後3時から公開予備折衝となり, 10時半頃まで討論が行なわれた。その後学内情勢の急速な変化があり, その間理学部全員交渉は開催されなかったが, 1月8日(水)午後1~7時に七徳堂で開くことが決められた。

当日は開始, 終了時間ともに予定より約半時間おくれたが, 支障なく集会が開催され, 予定した議題(別記13項目)全部については討論することはできなかったため, 他日第2回目の会合を開くこととして解散した。ここでは理学部全員交渉についての規約, 当日の代表団名簿, 議題, 公示された確認書の内容をここに記す。

理学部全員交渉規約 1968.10.3

[名称] 理学部全員交渉 (以下, 全員交渉と略記する)

[目的] 本年初め以来本学の当面している事態に関する諸問題を解決するため, 理学部教授会と理学部自治会, 理学系大学院自治会とが大衆的に交渉を行ない一致した決定を得ることを目的とする。この交渉方式は学生, 院生の意志反映の満足すべき恒久的方式が確立されるまでの暫定的方式として要求されたものである。

[取扱われる事項] さしあたり本学の当面している事態

に関連する重要事項で、全員交渉で要求することがいづれかの団体（理学部学生自治会，理学系大学院自治会，教授会 以下同様）において決定されたもの。要求項目ごとに要求の根拠が明らかに示されねばならない。

予備折衝

各団体から選出された折衝委員の間で予備折衝が行なわれる。折衝委員会の構成は、各団体4名とし学生，院生側は原則として執行部（但し代理も可）とする。折衝委員会においては全員交渉の能率的な実施のため

イ 要求事項の妥当性の検討

ロ 要求事項の整理，調整

が行なわれる。この間に整理調整された要求事項がそれぞれの団体に示され，そこで十分な討議がなされていないと認められない。

折衝委員会と各団体の間のこれらの操作が必要に応じて繰返し行なわれ，準備が完了した段階において折衝委員会は全員交渉実施の日時場所，議事の進め方など必要事項を決め，必要な公示を行ない，また全員交渉の議長団をきめる。予備折衝は三者の合意のもとに確認される。但し予備折衝はできるだけすみやかに完了しなければならない。

全員交渉

この集会において各団体の代表団の間で交渉がなされる。この集会の主催団体は理学部学生自治会，理学系院生自治会，理学部教授会である。

議 題 は予備折衝を経て決定されあらかじめ公示されてあるものに限る。

出席者 は各団体の代表団および各団体に所属する者に限られる。各団体の所属員はこの集会に出席する権利がある。教授，助教授以外の専任教官も出席することができる。それぞれなるべく多数の出席が望ましい。（学生，院生は学生証により身分を確認する。教官側も適当な方法で身分を確認する。）

参考人はあらかじめ折衝委員会が合意したのものに限る。

議長団 折衝委員会においてあらかじめ確認しておく。

学生，院生側 それぞれ1名

教授会側 1名

（但し教授会側の要請があれば補佐1名を追加し得）

議長団は議長をきめ運営を補佐する。

議長団は議事の正常な運営に全責任をもつ。

代表団 各団体から選出され，交渉権を与えられているもの，それぞれ20名以内とする。各団体の総意を表明するものとしてそれぞれ代表交渉者1名をおく。

発 言 一般出席者も挙手により議長の指名を求めて発言することができる。

交渉のとりきめ 代表交渉者を通じて代表団の間でなされ，議長団がその結論を確認宣告して成立する。議長団は確認文書を公示する。

合意に達しなかった場合は代表団の間でその後の処置につき交渉する。

（イ）打切りとするか，（ロ）次回続行とするか，（ハ）続行に関する決定を保留し折衝委員会に委託する。

（ロ）の場合は，日時につき代表団の間で了解をつける。

（ハ）の場合は，日時につき折衝委員会に決定を委託する。

交渉の途中で代表団（のうちのがあるもの）が必要と考えた場合にはその理由を示し母体に持ちかえて討議することを提案して他の代表団の承認を求めることができる（日時その他，上記と同様に扱う）。

予め公示された時間までに交渉の終了せぬ場合は討議を打切り，上記と同様にして次回開催を取りきめて閉会する。

拘束力その他一般的了解事項

各団体は上記の交渉における取りきめを尊重するものとする。

上述の諸過程を通じて各団体は他の団体個々の意志決定の方式を尊重し，その実施に干渉または妨害を加えることがあってはならない。 以上

理学部全員集会規約附属文書（43. 10. 7）

- (1) 10月3日付の原案は「9月26日の理学部討論集会につづいて，27日，28日，30日に行なわれた理学部自治会代表，理学系大学院生自治会代表と学生委員との間の折衝により，院生代表の要求案をもとにして学生，院生の要求する交渉形態の内容を明文化したもの」であって，「学生委員の提案」したものではない。但し，そののち2日間にわたり，理学部教授会が上記の要求原案を審議した結果，教授会は原案の名称「大衆団交」では認めがたいと考え，その代りに「理学部全員交渉」なる名称を提案した。
- (2) 「尊重する」についての三者折衝委員会の統一解釈（43. 10. 7）

“取り決めを「尊重」するものとする”とあることの意味は各団体がそれぞれの主体性にもとづいて「取り決め」を承認し，またそれと一致した行動をとることを意味する。

註 ①ここではじめ学部学生の強く主張した「従う」を教授会が採用しなかった理由は「従う」では各団体の意志決定の主体性がそこなわれると考

えたからである。教授会はまた「守る」と言う口語的なことばはあいまいであるので条文の中では使わなかった。

②一般的には「取りきめ」の行なわれた議題はそれに関し各団体であらかじめ充分討議されたものであるから「取りきめ」は各団体で承認される筈のものである。もし予備交渉の過程が不十分で各団体における充分な討議を経していない問題に直面した場合には代表団が母団体に持ちかえって討議することを提案することになる。また討議が不十分な問題について取りきめを行なったとすれば、それは代表団の責任においてなされるものである。その取りきめに関しては、それを取り決めた代表団は全責任を負うものである。

④“予備折衝”の項 ④、⑤の同上統一解釈は次の通りである。

「ある団体で決定された要求事項が「取り扱われる事項」の規定に照らして妥当であるかどうかを検討し、理学部全員交渉の議題として妥当な表現に整理調整し、それを議題として確認すること。」 以上

代表団名簿

議長：高宮(生化)、柴田(数学)、伊東(化学)

教授会側議長補佐：秋田(動物)

教授会代表団 (19名, 代表交渉者：久保)

久保(物理)、大木(化学)、久野(地質)、吉川(地理)
田村(数学)、山田(生化)、下郡山(植物)、鈴木(物理)
立見(地質)、山口(物理)、小堀(地理)、後藤(物理)
上村(物理)、小松(数学)、野田(生化)、木下(清)(動物)
小倉(生化)、朽津(化学)、赤松(化学)

学生代表団 (20名, 代表交渉者：笹尾)

笹尾(地物3)	伊東(化学4)
田島(物理3)	阿部(化学4)
長尾(物理3)	岡本(数学3)
江口(物理3)	菊池(地物3)
唐牛(天文4)	今井(化学4)
岩下(生化3)	小川(植物3)
中島(化学3)	松波(化学4)
鈴木(物理4)	北原(物理4)
今村(地理4)	菅原(化学4)
石井(化学4)	石塚(地物4)

院生代表団 (20名, 代表交渉者：笹沢)

笹沢(生化)	松川(地物)
神崎(相関)	佐藤(生化)
石原(地物)	小野田(物性)
河本(物理)	平戸(物理)
永山(物理)	安藤(地質)
前田(数学)	上木(植物)
浪川(数学)	武田(人類)
中野(化学)	小山(鉱物)
山田(化学)	田沢(動物)
笹尾(天文)	唐木(駒場)

理学部全員交渉議題

1. 学生の意志(自治会の決定)を無視して、授業の再開、試験の実施を強行しないこと。(学部)
2. 理学部学生自治会の今回(10月2日以後)のストに対する処分は一切しないこと。(学部)
3. 8.10告示は「最終方針」とはしないことを前提として以下の交渉をすること。(学部・大学院)
4. 全学大衆団交の早期実現に努力すること。
(学部・大学院)
5. 医学部処分の不当性を認め、学部長・評議員は責任をとること。(学部・大学院)
6. 文学部処分の不当性を認め、その撤回に努力すること。(学部)
7. 6月17日の機動隊導入を自己批判すること。
(学部・大学院)
8. 今後学生の承認なしには、一切の捜査協力および警察力の学内出動を拒否すること。(学部・大学院)
9. 1月29日以来の闘争に処分を出さないこと。
(学部)
10. 学生・院生の自治活動の自由を認め、学内自治団体を公認し、交渉権を認めること。(学部・大学院)
11. 「青年医師の一団体として青医連を公認し、交渉権を与えよ」というわれわれの要求を支持し、その実現に努力すること。(学部)
12. 総長・学部長選挙において、学生・院生の拒否権を認めること。(学部・大学院)
13. 学生・院生の意志が反映される大学の管理運営制度をもうけること。(学部・大学院)

確認書

- (1) 授業の再開、試験の実施は学生の意志を無視して強行しない。

○授業の再開は自治会の決議(学生大会決定、学部投

票など)の後、各学科・各教室で協議する。

○試験の実施は各学科・各教室の学生と協議する。

(2) 10月2日より現在に至るまでの理学部自治会の今回のストに関しては、学生大会決議に基いた学生自治活動については処分しない。

(3) 8.10告示は「最終方針」とはしないことを前提として以下の交渉をする。

(4) (イ)いかなる状況の下でも三者(理教授会・院生・学生)はそれぞれ今回の東大問題の自主解決に努力する。

(ロ)10日の七学部団交*(七学部集会)実現のために三者はそれぞれあらゆる努力をする。

(* 仮の用語)

理学部教授会代表団
理学系院生自治会代表団
理学部生自治会代表団

以上の確認書を公示します。

1月8日

理学部全員交渉議長団
教授 高宮 篤
院生 柴田 勝 征
学生 伊 東 宏

後記: 議題5の討論中に時間切れとなったので、議題5以下は次回の全員交渉で交渉を続行することとなり、その日時等については予備折衝委員会に決定が委託され、19時半閉会した。従って確認書では議題4までについての確認事項のみ記載されている。

参考までに議題ごとの討論所要時間(確認文書作成のための時間を除く)は次の通りであった。

議題(1)は、開会の挨拶をもふくめて24分、議題(2)には9分、議題(3)には僅か2分、議題(4)には1時間35分を要した。議題(5)では実質2時間20分にわたる討論がなされたが、意見の一致を見るに至らなかった。

理学系大学院研究科学生自治会の公認

理学系研究科委員会では、かねてから大学院生が要求していた自治会の公認について下記の文書を発表し手交した。

昭和43年12月25日

東京大学理学系研究科委員長

理学系研究科委員会は理学系大学院研究科学生自治会

を理学系大学院学生の自治組織として現存する唯一のものと認め、これを代表する委員と協議する用意がある。

なおこの機会に理学系研究科委員会は理学系大学院自治会がその規約を整備し、理学系大学院生全員の民主的な自治組織として堅実に発展するよう今後一層努力することを要望する。

附 理学系大学院研究科学生自治会規約に関する理学系研究科委員会の見解

自治会規約は本来、自治会構成員の問題であるが、大学の中の一団体として自治会が他と接触する面において自治会が受ける評価はその運営の実態と、正しい運営を保証する規約に依る。特に重要な点は自治組織としての統一が破られる可能性に対して規約が有効な予防力をもつか否かである。この見地から次の諸点について考慮がなされるべきであろう。

1. 第3条 ……但し各専門課程は尊重される。

この趣旨は諒解されるが専門課程自治会と理学系自治会との関係が明確でないことは問題を起す可能性がある。

2. 第7条 学生大会の定足数が1/5という規定は、理学系大学院の特殊事情はあるとしても、やはり低すぎる。1/2乃至1/3とすることが望ましい。

3. 従来重要事項について批准投票が慣行として行なわれていることは民主的な運営のよい保証である。これを制度化すべきであろう。

東京大学大学院理学系研究科学生自治会規約草案は下記の通りである。本草案の原案は約3年前につくられたものである。

第一章 総 則

第1条 本会は、東京大学大学院理学系研究科学生自治会と称し、同研究科の修士課程、博士課程の学生全員をもって構成する。但し、外国人学生の加盟は任意とする。

第2条 本会は、会員の自治と総意により、学問の自由を守り、その研究および生活全般の向上をはかることを目的とする。

第3条 本会の機関として、学生大会および委員会をおく。但し、各専門課程の自治会は尊重される。

第二章 学生大会及び学生投票

第4条 学生大会は、本会の最高議決機関である。

第5条 学生大会は、次の場合、委員長が召集する。

1. 定例大会 年1回

2. 臨時大会 イ 委員会が議決したとき。

ロ 会員の5分の1以上の要求が

あるとき。

第6条 学生大会の期日及び議題は、少くとも1週間前に掲示しなければならない。

第7条 学生大会は、会員の5分の1以上の出席によって成立し、規約改正の問題を除いては、出席者の過半数の賛成によって議決する。

第8条 学生投票は、委員会の3分の2以上の賛成があるとき、1週間以上前に掲示した議題について行ない、会員の過半数の投票で、3分の2以上の賛成を得たとき、これを学生大会の議決に代えることが出来る。但し、投票は、2週間以内に行なわれるものとする。

第三章 委員会

第9条 委員会は、本会の執行機関である。

第10条 委員会は、委員をもって構成し、次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1名 会計 1名
渉外委員 2名

第11条 委員は、各専門課程から1名選出する。但し、50名以上の会員を有する専門課程については、2名とする。任期は半年とし、5月と11月に改選する。なお、20名以上の会員を有する外部研究機関から委員1名を選出できる。

第12条 委員会の各役員は、委員の互選とする。

第13条 委員会は、次の場合、委員長が召集する。

- イ 定例 月2回
- ロ 委員の半数以上の要求がある時
- ハ 委員長が必要と認めた時

第14条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は、第8条の場合を除き、出席委員の過半数の賛成を要する。

第15条 委員会が学生大会で不信任された場合または会員の5分の1以上の要求がある場合、委員会は、その信任を学生投票に問い、会員の3分の2以上の投票でその過半数の賛成によって不信任された時には解散しなければならない。2週間以内に新しい委員会を組織する。

第四章 会計

第16条 本会の経費は、会費及び寄附による。

第17条 会費は、年額100円とし、委員会が、原則として、各課程入学時に徴収する。

第18条 会計報告は、学生大会で承認を得なければならない。

第五章 規約改正

第19条 本規約の改正には、学生大会において、3

分の2以上の賛成を得るか、学生投票で、全員の過半数の投票で、3分の2以上の賛成を得なければならない。

(以上)

教 務 連 絡

東京大学大学院理学系研究科 博士課程学生選考要項

理学部事務室に要項説明書および入学志願者名票が用意されていますから必要な方は大学院掛に御申出下さい。

本学修士課程在学学生及び他大学からの受験生に係る出願期間及び試験期日のみ記しますと次の通りです。

昭和44年1月27日(月)~2月10日(土) 本学において本年3月に修士の学位を得る見込の者の出願を受け付ける期間

2月3日(月)~2月15日(土) 上記以外の有資格者の出願を受け付ける期間

試験期日

本学修士課程を本年3月に修了する者については各専門課程で定める。

その他の受験有資格者に対しては2月25日(火)及び26日(水)

合格者発表 3月11日(火)午前10時
理学部事務部前

暴力の問題についてのアピール

現在学内にしばしば見られる暴力行為が黙視できないことを訴える文書を発表することとなり、高宮教授(生化)が責任者となり、12月26日付で理学部教授会有志多数の署名をつけて、掲示・配布された。各号館ではその掲示に多数の教官が追加署名している。内容全文は下記の通りである。

近来学内の諸相を見るととき最も憂うべくしてしかも、ともすれば曖昧にされているのは暴力容認(?)の態度ではあるまいか。われわれが現在直面している大学の問題は決して単純ではなく、どの一つの行為、出来事にも直ちに一連の遠因近因が考えられる。しかしこと暴力の行使に関しては、それをあるいは先行する他の暴力に借口し、あるいは事態の切迫の故を以ってそれを何事かを達成するため、また何事かに抗議反

対するための必要悪としてゆるやかに容認しているうちに、われわれは一步一步、最も原始的没理性的な環境をこの大学の内に作りあげつつあるのではないか。目前の何事かを獲得しあるいは対立者の利益、努力を打ちこわすことに性急なるあまり、大学を社会の蔑視的とし、かくて、自らの手で大学を弱体化し、各人の意図、各人の目指している筈の窮極的な目標からはるかにそれた地獄に転落させつつあるのではなからうか。ことに、このことを強固な組織体を結成して行動しつつある学生諸君に猛省してほしい。

リンチに類する暴力沙汰に至っては最低である。そのようなことを行なわれる場所がそもそも学園の名に値するであろうか。その都度被害者が加害者をののしるだけで済むことではない。

これらのことは構成員全員が共通に責を負うべき学園の理性、徳性のレベルの低下、弛緩の問題であり、その回復こそが暴力横行を阻止する窮極的な力源であると考えられる。この点に関しては、かつて能力を行使した覚えのない諸君もただ自らを清しとするに止まらずあらゆる大小の機会をとらえて暴力排斥暴力からの自由の回復のキャンペーンに参加してほしい。

もちろんわれわれも上の主旨にそって出来る限りの努力をつづけるつもりである。

昭和 43 年 12 月 26 日

東京大学理学部教官有志

理学部学生院生諸君へ

12 月 26 日付「提案をめぐる基本的見解」において加藤総長代行が明らかにされたように大学のなかにおける学生自治のあり方は最も基本的な問題の一つである。民主主義の原理に従って学生諸君の総意が結集されることなしに現在の紛争の本質的な解決はあり得ないであろうし、今後大学が学問の場として存在することも絶望であろう。

言論に代えるに物理的な力をもって自分の意志や哲学を他に強制し、さらに言論の場を破壊することは、民主主義の原則の否定である。これが杞憂にとどまらず、われわれの学園の現実の問題であることをわれわれは直視しなければならない。社会的な歴史的な背景を考えればこれを本当に克服する道が長くかつ険しいことは明らかであろう。しかしながら、これは極めて本質的な問題であり、学生諸君の反省と勇気を敢えて望みたい。

昭和 43 年 12 月 27 日

理学部教官有志

理学部学生諸君へ

御承知のように、去る 12 月 29 日の評議会では、現時点において来年度の入学試験を中止せざるを得ない旨の決定を下しましたが、さらに現在の紛争の解決のため力をあげ、1 月 15 日の時点において大学として来年度入学者を受入れる条件の見通しが得られるならば、入学試験の復活に最大の努力をつくす方針を定めました。

現在、学生諸君も懸命の努力をはらい、解決の曙光もほのかに見える段階に至ったかと思われまします。理学部においても、われわれがかねてから申入れていた全員交渉も、ようやく 1 月 8 日頃に関われるよう予備折衝も進んでいます。また、全学的には、未だ全学部の代表団の結成は終りませんが、当面、学部代表団との間に予備交渉が行なわれつつあり、1 月初旬に 7 学部集会在が開かれる機運にあります。

このような明るい希望がある一方、真の全学集会在が可能となる時期については、現在のはっきりした見通しはありません。また、7 学部集会在にせよ、全学集会在にせよ、それらは解決へのステップの一つにすぎず、真の解決までには、東大にあるものすべてが長い苦難の道を歩む固い決意が必要です。

幸い、理学部の学生諸君の自治活動は正常な形を保っていますが、ある学部では自治組織が麻痺し、あるいは自壊の状態にあり、その再建にはなお相当の時間を要するでしょう。全学的にも、このいわゆる東大闘争において自治組織の分裂と破壊があり、これが紛争の解決を極度に困難ならしめている大きな要因の一つであることは否定できません。さらにまた、これが物理的な力の対決や個人的な暴力の行使にまで進んでいる現状を克服するためには真の勇気が必要です。

この紛争が大学の改革を現実の日程にのぼせる原動力となった歴史的な事実にはわれわれすべての深い認識であり、その上に立つ反省として理学部教授会においてもすでに改革のための具体的な検討の仕事を始めています。

理学部の再建へ進む時は来ていると信じます。その時機を失することは、さらに恐るべき危機の拡大をもたらすことが予想されます。

理学者教授会を代表して諸君に新年の挨拶を送るとともに、解決のために最大の努力を約束し、また諸君の奮起を望みます。

昭和 44 年 1 月 1 日

東京大学理学部長 久保亮五

理学部弘報編集後記とお願い

地球物理研究施設 福島 直
内線電話 7511

このたび理学部の皆様の間での情報流通をよくし、また他学部や研究所の方々にも御参考になるようにとの趣旨で「理学部弘報」が発行されることになり、私とその編集主任の大役を仰せつかりました。私としましては、できるだけ皆様の御要望にそえますよう努力いたしますから、皆様の御指導御援助をお願いいたします。

現在の流動はげしい事態につきましては**東京大学弘報委員会**が「最近の学内情報について」と題するパンフレットを発行しており、理学部における動きや事件についても報告されております。理学部全員交渉に関する折衝経過、学部および大学院学生自治会の大会での提案や決議内容、理学部長が出した重要揭示文、理学部2号館における被害状況など多くの重要な記事が掲載されております。従って重複を避けますために理学部弘報ではむし

ろ理学部内で必要な情報の伝達や紹介に重点を置いてゆきたいと考えております。たとえば理学部内の各委員会の活動状況、各教室・部局での動向、事務連絡、お知らせなどを手広く扱いたいと思いますが、これらは次号以降で順次掲載してゆきたいと考えております。こちらから各教室や部局に記事を集めにも参上しますから、その折にはよろしく願いいたします。また電話にてでも掲載希望事項を御知らせ下さるようお願い致します。なお弘報発行に際しては、巧遅よりも拙速を重んじますので、文章にいろいろと不備な点が多いかと思いますが、あらかじめ御諒承下さい。

皆様方からの投書をも掲載いたしたいとの理学部長の意向ですから、投書を歓迎いたします。あまり長文のものをそのまま全文掲載するわけにもゆかないでしょうから、原稿用紙またはレポート用紙2枚程度のものにしていただければと思います。投書者所属明記の上

地球物理研究施設 福島 直
あて学内便にてお届け下さるようお願いいたします。